

セゾンゴールド・アソシエ・アメリカン・エクスプレス®・カード

国内旅行傷害保険・ショッピング安心保険のご案内（補償規定）

国内旅行傷害保険のあらまし (利用付帯)

保険金額（支払限度額）

担保内容		本会員	家族 ※
傷害	死亡・後遺障害	3,000万円	1,000万円
	入院日額	5,000円	5,000円
	通院日額	3,000円	3,000円

※ 家族特約の被保険者の範囲は、本会員の配偶者、本会員または配偶者と生計をともにする同居の親族、本会員または配偶者と生計をともにする別居の未婚のお子様です。

傷害死亡・後遺障害

こんなときに補償されます

下記①から③によりケガをして事故の日から180日以内に死亡されたとき、または後遺障害が生じたとき。

① 被保険者が公共交通乗用具に搭乗する以前に、その料金を当クレジットカードで支払い、日本国内を旅行中、乗客として公共交通乗用具に搭乗中に傷害を被った場合。

(注) 航空機に搭乗の場合は、航空機の搭乗者に限り入場が許される飛行場における傷害事故および飛行機の不時着時の接続交通乗用具搭乗中も含みます。

② 被保険者が旅館、ホテル等の宿泊施設にチェックインする以前に、その料金を当クレジットカードで支払い、またはクーポンシステムを利用して宿泊施設の予約を行い、日本国内を旅行中、宿泊者として宿泊施設に滞在中に宿泊施設の火災または破裂・爆発により傷害を被った場合。

③ 被保険者が宿泊を伴う募集型企画旅行を当クレジットカードにより事前にその料金を支払い、募集型企画旅行参加中に傷害を被った場合。

お支払いする保険金

死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。

後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の3%から100%をお支払いします。

(注) 死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、支払保険金の総額は死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。

傷害入院・手術・通院

こんなときに補償されます

<入院保険金>

上記①から③によりケガをして入院した場合(事故日から180日以内の入院が対象)

<手術保険金>

入院保険金を支払われる場合に、その傷害の治療のため所定の手術を行った場合(事故日から180日までの手術が対象)

<通院保険金>

上記①から③によりケガをして通院した場合(事故日から180日以内の通院に対し90日を限度)

お支払いする保険金

入院の場合 5,000円(日額)

通院の場合 3,000円(日額)

手術の場合 5,000円(日額) × (手術の種類により10倍~40倍)

(注) 入院保険金および通院保険金は、事故日を含めて7日以内に治療を終了された場合にはお支払いの対象となりません。

保険金をお支払いできない主な場合

傷害死亡・後遺障害、入院・手術・通院

●故意、重過失 ●けんか、自殺、犯罪 ●無資格運転、酒気帯び運転 ●脳疾患、疾病、心神喪失 ●妊娠、出産、早産または流産 ●医学的他覚所見のないむちうち症、腰痛等 ●スカイダイビング等の危険な運動中の事故 ●戦争、侵略行為、

その他ご注意事項

- 「ノークーポンシステム」とは、カード加盟店である旅行者に対して、カードにより料金を支払うことを告知して予約を行うシステムをいいます。
- 「募集型企画旅行」とは、あらかじめ旅行の日程・交通手段・宿泊施設・旅行代金が旅行会社により決められており、参加者を募集する形態の旅行（平成16年12月16日国土交通省告示第1593号の標準旅行業約款に規定するもの）をいい、会社の慰安旅行や業務出張等、予め参加者が決定している旅行は募集型企画旅行とはなりません。
- 「募集型企画旅行に参加中」とは、募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等（募集型企画旅行に参加するために個別に利用する期間は含みません）を利用したときから最後の運送・宿泊機関等の利用を完了するまでの期間をいいます。ただし、募集型企画旅行の日程から離脱した期間は除きます。
- 公共交通乗用具とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機・電車・船舶等をいいます。
- 他のクレジットカード付帯の保険契約から傷害死亡・後遺障害保険金、入院・手術・通院保険金が支払われる場合、これらのカードの最も高い保険金額を限度に按分して、保険金をお支払いします。
- 保険金受取人はカード会員ご本人（死亡の場合は法定相続人）となります。
- ご出発前のご連絡は必要ありません。
- 事故の発生した日から30日以内に事故発生の状況および事故の程度を損保ジャパンへご連絡ください。

保険金請求書類

保険金請求書類 保険金種類	クレジットカード 売上票 等	※ 保険金請求書	現地ではしか手配できない書類				除籍謄本	委任状・戸籍謄本	※ 後遺障害診断書	その他の書類
			医師の診断書	治療費の明細書 および領収書	または死体検案書 (死亡地のもの)	死亡診断書				
死亡保険金 (傷害)	★	★			★	★	★	☆		☆
後遺障害保険金	★	★				★			★	☆
入院・通院保険金	★	★	☆	☆		★				☆

(注) ★印は原則として必要な書類、☆印は場合によっては必要となる書類、※印は保険会社所定用紙

事故の通知について

事故の通知については下記までご連絡ください。連絡がとれましたら次の事項をお伝えください。
セゾングールド・アソシエ・アメリカン・エクスプレス®・カード会員であること、会員番号、住所と電話番号。

損保ジャパン事故受付デスク（24時間受付／年中無休）

0120-130-242 または 018-888-9299

みなさまがお持ちのゴールドカードセゾンでは
お客様とご家族の海外旅行中の事故を補償しています。

セゾングールド・アソシエ・アメリカン・エクスプレス・カードはゴールドカードセゾンをお持ちの方へ発行しております。
セゾングールド・アソシエ・アメリカン・エクスプレス・カードには海外旅行傷害保険が付帯されておられませんのでご注意ください。
補償内容の詳細は、[ゴールドカードセゾンの補償規定](#)でご確認ください。

ショッピング安心保険のあらまし

(補償期間：90日間)

補償の概要	このカードによる購入品を購入日から90日間偶然な事故の際に補償いたします。
被保険者	補償の対象となる物品を正当な権利をもって所有されている方。 ただし、保険金の請求はその物品を購入したカード会員に限ります。
補償期間	カード会員が物品をこのカードで購入された日、もしくは物品を受け取った日のいずれか遅い日から90日間。
補償対象	カード会員が日本国内および海外でこのカードを利用して購入された物品。
補償の対象となる事故	日本国内・海外で発生した火災・破裂・爆発・破損・盗難などの偶然な事故。
補償限度額	補償限度額 1事故上限額300万円 年間上限額 300万円（保険期間中の限度額）
ご注意事項	<ul style="list-style-type: none">● 自己負担金はありません。ただし、1万円未満の損害額（修理の場合も含む）は対象外となります。● 保険の対象の物品に事故が発生した時点で保険金請求可能な他の保険（メーカー保証や販売店補償も含む）がある場合はそちらの保険にご請求ください。その保険の補償額が損害額に満たない場合は差額分を保険金支払の対象とします。● 代金の一部のみをこのカードを利用して支払われた場合には代金金額に対するカードによる支払額の割合を代金金額に乗じた金額が限度となります。● 事故により、第三者からの事故証明をいただくことがあります。

補償の対象とならない主な場合

- ① 紛失・置き忘れによる損害
- ② 物品の欠陥・消耗・さび・変色・虫喰いなどによる損害
- ③ 電気的な事故や機械的な事故による損害
- ④ 使用人の不正、または詐欺・横領による損害
- ⑤ カード会員や保険金を受け取る方の故意・重過失による損害
- ⑥ 水災・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ⑦ 戦争・侵略行為、反乱、暴動、国または公共機関の公権力の行使による没収、密貿易、違反行為に起因する損害
- ⑧ 核燃料物質その他有害な特性に起因する損害
- ⑨ 物品の誤った使用によって生じた損害
- ⑩ 物品の物的損害に起因する一切の間接損害
- ⑪ 汚損、すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 など

補償の対象とならない主な物品

- ① 商品券、航空券、乗車券など
- ② 宅配便など（通販などの輸送中の物品）
- ③ 現金、手形、小切手、その他有価証券、印紙、切手、チケットその他これらに準ずるもの
- ④ 預金証書または貯金通帳（通帳および現金支払機用カードを含む）
- ⑤ 食料品・飲料（酒類を含む）
- ⑥ 船舶（ヨットモーターボートおよびボートを含む）、航空機、自動車、原付自動車、自転車、ハングライダー、ラジオコントロール模型およびこれらの付属品
- ⑦ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、その他これらに類するもの
- ⑧ 動物あるいは植物（剥製・ドライフラワーを含む）
- ⑨ 稿本、設計書、帳簿その他これらに準ずるもの
- ⑩ 職業上の物品として購入したもの など

保険金支払の時期

保険金の支払は当該物品のカード利用代金決済後となります。

代位

- ① 損害が第三者の行為によって生じた場合において、損害保険会社がこの保険による保険金を支払ったときは、損害保

険会社は損害を受けた物品、および会員が第三者に対して有する一切の権利を支払額を限度に取得します。

- ② 会員は損害保険会社が取得する前項の権利の保全および行使並びにそのために損害保険会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。そのために必要な費用は損害保険会社が負担します。

損害防止義務

会員は事故が生じたときの損害発生の防止および軽減につとめなければなりません。

保険金請求書類

- 保険金請求のためには下記の書類が必要になります。
- クレジットカード売上票がない場合は保険金請求ができませんのでご注意ください。

保険金請求に必要な書類	損害の状況	
	修理可能な場合	修理不可能な場合
カード（コピー）	★	★
保険金請求書	★	★
罹災証明書・事故証明書	☆	☆
クレジットカード売上票	★	★
修理見積書		
修理代金請求書	★	-
修理代金領収書		
全損証明書	-	★
写真または現物	★	★
他保険の保険金請求書	☆	☆
委任状	☆	☆
盗難届（盗難の場合のみ）		★
その他関係書類	☆	☆

（注）★印は原則として必要な書類、☆印は場合によって必要となる書類

ショッピング安心保険 事故の通知について

事故に遭われた際は事故発生日から30日以内に下記へご連絡ください。

ショッピング安心保険 事故受付デスク（24時間受付／年中無休）

0120-279-109 または 018-803-7631

保険の内容については、損害保険ジャパン株式会社所定の約款に基づきます。

■引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社（引受幹事保険会社）
SOMPOダイレクト損害保険株式会社

個人情報の取扱い

保険金をご請求いただく際には、引受保険会社に個人情報を提供いただくことになります。

共同保険契約に関するご説明

この保険は上記の保険会社による共同保険契約であり、幹事保険会社が、他の引受保険会社の代理、代行を行っております。各引受保険会社は、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

※本紙掲載の情報は2024年10月現在のものです。変更になる場合もございますので、あらかじめご了承ください。